

国立大学法人東京学芸大学における指名競争参加者の指名審査委員の職位及び事務の範囲に関する要項の一部改正について

改正理由：事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
指 定 職 位	事 務 の 範 囲		指 定 職 位	事 務 の 範 囲	
財務部長 財務課長 <u>経理課長</u>	財務部において執行する指名競争	国立大学法人東京学芸大学会計規程第30条の規定に基づき、契約事務取扱規則第23条による競争参加者の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合に契約担当役に対する意見の表示を行う。	財務部長 財務課長 <u>契約課長</u>	財務部において執行する指名競争	国立大学法人東京学芸大学会計規程第30条の規定に基づき、契約事務取扱規則第23条による競争参加者の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合に契約担当役に対する意見の表示を行う。
財務部長 施設マネジメント部長 <u>施設保全課長</u>	施設マネジメント部において執行する指名競争		財務部長 施設マネジメント部長 <u>施設整備課長</u>	施設マネジメント部において執行する指名競争	
財務部長 学術情報部長 <u>学術情報課長</u>	附属図書館において執行する指名競争		財務部長 学術情報部長 <u>情報管理課長</u>	附属図書館において執行する指名競争	
〔省略〕			〔省略〕		
<p><u>附 則</u> この要項は、平成20年4月1日から施行する。</p>					